

群馬県立女子大学客員教授等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則第13条第2項の規定に基づき、客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号付与の要件)

第2条 学長は、優れた学識、技術、経験を有し、本学の充実発展に特に資すると認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に客員教授等の称号を付与することができる。

- 一 顕著な教育研究上の業績を有する者
- 二 民間企業、行政機関等の実務経験者
- 三 その他学長が特に認める者

2 客員教授等の称号は、群馬県公立大学法人職員就業規則の適用を受けない者を対象に付与するものとする。

(選考)

第3条 客員教授等の称号の付与は、人事委員会の議を経て学長が行う。

2 前条第1項第1号又は第2号に該当する者に対して称号を付与する場合には、学長は関係する学部の教授会又はセンターの運営委員会に意見を聴くことができる。

(称号付与の期間)

第4条 客員教授等の称号付与の期間は1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(称号付与の取消し)

第5条 客員教授等の称号を付与された者が、本学の名誉又は信用を傷つけた場合等その適格性を欠くに至ったときは、学長は、人事委員会の議を経て客員教授等の称号を取り消すことができる。

(通知)

第6条 客員教授等の称号の付与又は取消しについては、文書にその旨を明記して本人に通知するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、人事委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和元年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。